

## B 課程認定看護師教育の見直しに関する情報提供および検討の方向性

### 1. B 課程教育見直しの背景

認定看護師制度は 1995 年に創設され、約 30 年が経過した。制度創設当時、医療の高度化や細分化を背景に病院が中心であった医療提供の場が、患者の高齢化・疾病構造の変化と共に、地域・在宅へ移行し「治す医療」から「治し支える医療（地域完結型の医療）」が求められる時代へと変化してきた。これを受け、本会では、社会のニーズに応えられる認定看護師を養成するために、2019 年に認定看護師制度を改正し 2020 年度から特定行為研修を組み込んだ教育（B 課程認定看護師教育、以下 B 課程教育）を開始した。

認定看護師制度の一層の発展および人材養成、活躍の推進を目的とし、2023 年度以降は「資格認定者の養成戦略の検討」を重点事業とし、認定看護師の増加に向け、認定看護師のあり方と今後の養成方針の明確化に向けた検討を進めてきた。この際、B 課程教育の中間評価を実施し、外部有識者会議、認定看護師教育機関や関連学会へのヒアリング等の結果から B 課程教育に関する多様な意見や課題が示された。

現状の課題として、施設側では就業者を長期研修に派遣することが一層困難になっていること、また受講者側においても、居住地を移して長期研修を受講する際の経済的・時間的負担が生じていることが明らかとなった。B 課程基準カリキュラム（総時間約 800 時間）のうち、特定行為研修に必要な時間が約 400～480 時間を占めているため、認定分野の専門性が希薄化しているという指摘があり、実習場の調整・確保、特に指導医の確保、教育機関の負担増などの意見があり、今後はより認定分野の専門性を強化しつつ、持続可能な運営方法について検討する余地がある。

さらに、特定行為研修制度の創設から 10 年が経過し、指定研修機関は全国で 474 機関、特定行為研修修了者は 13,887 人（2025 年 9 月時点）となり、地域差はあるものの養成は着実に進んでいる。また、厚生労働省では「看護師の特定行為研修制度見直しに係るワーキンググループ」を設置し、医療現場のニーズの変化に対応した効果的・効率的な研修の在り方や、看護基礎教育への組み込み等の検討が進められており、制度創設当初から大きな変化が生じている。

人口減少が進むなか、送り出し施設では限られた人員で業務を維持しながら職員を外部研修に派遣することが、これまで以上に難しくなることが想定される。一方で、専門性の高い人材を育成することは、認定看護師としてのリーダーシップを發揮し、地域の健康と療養を支える中核的人材を養成するために不可欠な取り組みである。そのためには、受講者が限られた時間の中でも効果的に学べる教育内容を整備し、専門性を着実に高められる環境を提供していくことが求められる。こうした状況を踏まえ、より持続可能で実効性の高い研修体制の構築に向けた見直しが今後の課題となっている。

こうした現状の課題の整理に基づき、2025 年度は重点事業「資格認定者の戦略的な養成」事業として B 課程教育の見直しについて本会内で議論を重ね、2026 年 2 月の理事会にて認定看護分野の専門性を

強化した教育とする方向性が承認された。本意見募集は、整理した課題とその結果を踏まえた見直しの方向性について情報提供するとともに、広く意見を伺い今後の検討資料とすることを目的として実施するものである。

## 2. 認定看護師教育に関する見直しの方向性（案）

### 1) 認定看護師教育内容の変更・入学要件の変更について

- (1) 認定分野の専門性のさらなる強化に向け、認定看護師教育内容から特定行為研修を分けて実施する。
- (2) 認定看護師教育機関への入学要件に、特定行為研修の共通科目の全てを履修済みであることを位置づける。

上記を 2028 年度から実施するが、以下の経過措置および対応を行う。

- ① 2028～2030 年度に入学の研修者について、  
特定行為研修の共通科目の全てを履修済みであることとする入学要件を免除する。  
ただし、  
認定看護師の資格取得後、初回更新時（更新申請開始日前日）までに、特定行為研修の共通科目の履修を完了していることが資格更新の要件となる。
- ② 本会看護研修学校において、2030 年度まで、認定看護師教育課程への入学希望者に対して特定行為研修の共通科目が履修できる仕組みを構築し、年間 300 名程度を受け入れる。

#### 【主な変更点】

- 教育時間を 600 時間程度とし、オンラインや合同講義の推奨など受講のしやすさを確保する。
- 入学要件に特定行為研修共通科目の全てを履修済みであること位置づける（3 年間の経過措置期間を設ける）
- 区分別科目は必要性に応じて、個別に受講する
- B 課程認定看護師教育の中で、特定行為研修に充てていた時間を、認定看護師としての専門性をより強化するための教育内容に充てる。
- 認定看護師教育としての共通科目および各分野の専門科目の内容等の充実を図る。
- 演習・実習時間を拡充させ、認定看護師として求められる思考過程の整理、知識技術を統合した、より実践的な技能の習得を行う。

# 認定看護師制度見直し後の内容

\*数値は時間数（みなし時間）

<b>現行のB課程CN教育（2020～2030年度）</b> ・特定行為研修（共通科目・区分別科目）を組み込んだCN教育カリキュラム。	<b>見直し後のCN教育（2028年度～）</b>									
<p>CN教育全体:約598時間（800）*</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;"><b>実習・演習</b> 約124（165）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><b>専門科目</b> 約153（208）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><b>(CN)共通科目</b> 約34（45）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">特定行為区分別科目 約37（48）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(特定行為研修)共通科目 250（333）</td> </tr> </table>	<b>実習・演習</b> 約124（165）	<b>専門科目</b> 約153（208）	<b>(CN)共通科目</b> 約34（45）	特定行為区分別科目 約37（48）	(特定行為研修)共通科目 250（333）	<p>CN教育全体:約450時間（600）*</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;"><b>実習・演習</b> 約180（240）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><b>専門科目</b> 約169（225）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><b>(CN)共通科目</b> 約101（135）</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">↑ 入学要件</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">(特定行為研修)共通科目 250（333）</td> </tr> </table>	<b>実習・演習</b> 約180（240）	<b>専門科目</b> 約169（225）	<b>(CN)共通科目</b> 約101（135）	(特定行為研修)共通科目 250（333）
<b>実習・演習</b> 約124（165）										
<b>専門科目</b> 約153（208）										
<b>(CN)共通科目</b> 約34（45）										
特定行為区分別科目 約37（48）										
(特定行為研修)共通科目 250（333）										
<b>実習・演習</b> 約180（240）										
<b>専門科目</b> 約169（225）										
<b>(CN)共通科目</b> 約101（135）										
(特定行為研修)共通科目 250（333）										
<b>受講要件</b>										
<p>①日本国の看護師免許を有する。 ②上記の免許取得後、通算5年以上実務研修（そのうち通算3年以上は特定看護分野の実務研修）をしている。特定看護分野の実務研修は「特定看護分野の実務研修内容の基準」を満たしている。</p>	<p>①日本国の看護師免許を有する。 ②上記の免許取得後、通算5年以上実務研修（そのうち通算3年以上は特定看護分野の実務研修）をしている。特定看護分野の実務研修は「特定看護分野の実務研修内容の基準」を満たしている。 ③<b>特定行為研修共通科目の全科目を履修済であること。ただし、2028～2030年度の3年間は経過措置として、入学時に特定行為研修共通科目の全科目の履修が難しい者は、CN資格取得後の初回更新までの5年間に共通科目を修了すること。なお、2031年度以降は、共通科目の履修を必須とする。</b></p>									

© 2026 Japanese Nursing Association .

## 2) 2028年度認定看護師教育見直しに伴う教育・認定審査のスケジュール（案）（資料3）